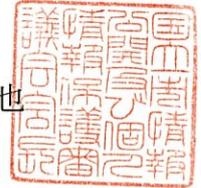




国情議収第2号
令和4年11月2日

国立市長 永見理夫様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会
会長 石居人 也



答 申 書

令和4年7月8日付け国行文発第2号により諮問のありました下記事項について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記

第1 諮問事項

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「改正法」という。）の施行に伴う「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について

第2 諮問理由

改正法の施行に必要な事項を定めるとともに、現行の国立市個人情報保護条例（平成14年12月国立市条例第36号）に定める制度について、現状及び改正法の規定において不適合な部分を見直した上で必要な制度を存続させることにより、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において個人情報の保護を図るため

第3 当審議会の意見

1 結論

上記諮問事項に係る「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「条例」という。）（素案）に関し、担当部局からの説明とパブリックコメントの結果を踏まえ審議した結果、可とするとの結論に達しました。検討の経緯と判断の理由は、以下のとおりです。なお、検討を要する点や運用に際して留意

すべき点について付言として申し述べますので、ご検討・ご対応いただきますようお願いいたします。

2 検討の経緯

担当部局から審議資料として、「条例」(素案)とその概要、現行の国立市個人情報保護条例からの主な変更点、改正法と国立市情報公開条例との不開示情報の比較、国立市個人情報保護条例と改正法との対応表、関係条例の改正(素案)新旧対照表、パブリックコメントに寄せられた意見と市の見解・対応などが提示された。当審議会では、それらについて逐次質問や意見を投げかけ、担当部局からその場で、あるいは個人情報保護委員会事務局の見解などに照らして検討を重ねた上で、回答を得た(詳細は、国立市情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)第173～178回会議記録を参照)。質問・意見と検討を繰り返しつつ、「条例」(素案)は随時改善が図られた。

令和3年11月17日	第167回審議会に法改正に伴う市の個人情報保護制度の見直しについて情報提供
令和4年6月30日	第172回審議会に個人情報保護制度改正(法移行)に係る検討状況について報告
同 年 7月19日	第173回審議会にて審議
同 年 8月3日	第174回審議会にて審議
同 年 9月29日	第175回審議会にて審議
同 年10月13日	第176回審議会にて審議
同 年同 月18日	第177回審議会にて審議
同 年11月2日	第178回審議会にて審議・答申

3 判断の理由

「条例」は、先進的できめ細かな規定を持つ、既存の国立市個人情報保護条例の精神を引き継ぎ、その内容を極力活かしながら、改正法に丁寧に対応するものであることが望ましいと考える。担当部局における「条例」(素案)の策定過程においては、そうしたあるべき姿を追求する努力が重ねられてきた。とりわけ、以下の点は高く評価できると考えており、それらを踏まえて、上記の判断に至った。

まず、「条例」の基本精神として「自己を本人とする個人情報を管理する権利」(第3条第2項)、いわゆる自己情報コントロール権の保障を謳ったことは重要であり、国立市の個人情報保護の基本理念を示すものとして、高く評価できる。具体的には、個人情報の取扱いや目的外利用等に際して審議会への報告

を規定している点（第7条第6項、第8条第4項、第9条第2項）は、個人情報保護の在り方を不断に検証する姿勢を示すものとして評価できる。加えて、対象者が1,000名以下の場合にも、その業務について個人情報取扱業務として登録等を行う（第7条）など、国立市独自の上乗せ保護措置を可能な限り追求しており、それを形にした各条（第3～11条、第13・16・18・20・21条）の内容も重要である。また、審議を重ねる中で、盛り込まれることとなった内容（第20条第1項第3号など）もあり、担当部局は総じて誠実に「条例」（素案）の作成に当たったと評価できる。

4 付言

（1）市の基本的な方針の取りまとめと表明を

国立市の個人情報保護に関する基本的な考え方を宣言やポリシーなどの形で、庁内外に向けて発信・公開することを検討いただきたい。これは、従来の個人情報保護に関する国立市の先進的な取組を、この機会に再確認するとともに、市としての姿勢を示すことで、この先に進めていくことを企図するものである。具体的な手段としては、庁内向けには手引や庁外向けにはウェブサイトの活用などが思い浮かぶが、それに限らず効果的な手段を検討していただきたい。

（2）市民目線の審議会へ

第20条第2項では、審議会の役割の一つとして、自発的に審議を行い、意見を述べる事が規定されている。この役割をより有意義なものとするための仕組みづくりが必要だと考える。具体的には、審議会が市民の声を受けとめ、それに基づいて判断し、必要に応じて審議を行うことができるような仕組みを作ることである。例えば、審議会事務局に意見を受け付ける窓口を設けるなどといったことが考えられる。もちろん、寄せられた声全てに対応することは現実的ではないが、市民の声が審議の契機となるような、市民にとってより有意義な審議会とするための仕組みの構築を、検討いただきたい。

（3）審議会への報告の実質化

「条例」（素案）の下では、審議会には主に事後的な報告がなされることになる。報告すべき内容は規定されているが、報告の行い方やそれに対する審議会の役割までは踏みこんでいない。それゆえ、実際の運用が審議会やそこでの報告がもつ意味を左右することになる。審議会としては、報告が形式的なものではなく、市民にとって、また市の機関にとって、有意義かつ実効

性のあるものになる必要があると考える。そのためには、第20条第3項の規定に基づく報告をより柔軟に行えるように工夫をこらし、報告を行うことの意味を市の機関内部で確認し、審議会からのフィードバックを得る機会として、それを反映・改善するプロセスに結びつけていただきたい。場合によっては、監査機関的な役割を審議会に求めることも可能ではないだろうか。こうした事柄は、条例そのものではなく、細則などを設けて、規定するのが望ましいだろう。そこには、一定頻度での審議会の開催を規定することも、必要ではないだろうか。

(4) その他運用上留意すべきと考える点

a. 自己情報コントロール権を尊重する個人情報保護の在り方の検証

「条例」の下では、その運用が重要な意味を持つことになる。そこで、第20条第3項第1号及び第2号などに基づいて規則等を制定して、審議会へ報告すべき対象の範囲を明確にするとともに、その規則の内容（対象範囲）について、審議会でも適宜見直さないし検証するような運用が必要ではないだろうか。自己情報コントロール権を保障するという考え方の下で、個人情報保護の在り方を不断に検証する姿勢を堅持していただきたい。

b. 本人同意に基づいて個人情報を取り扱うシステムを運用する際の留意

本人同意に基づいて個人情報を取り扱うシステムにおける責任の所在は、ひときわ繊細な問題であるといえよう。自己情報コントロール権の尊重は重要だが、それはともすれば、本人同意の名の下に、全ての責任を市民自身へと帰してしまう陥穽（かんせい）を内包していることへの留意が必要である。この点に関しては、本人同意に基づいて利用するシステムを市が導入する際も含めて、個人情報の取扱いとはどのようなものであるべきなのかを絶えず意識する必要があると考える。また、諮問事項ではなくなったことで、市の責任がこれまで以上に重くなるため、システムを採用する場合の評価と判断基準を、これまで以上に厳格にしていきたい。

c. 個人情報保護委員会に報告すべき漏えい等の事態

第20条第3項第3号の運用に関わって、審議会への報告は、国の個人情報保護委員会への最終報告よりも前の段階に行っていただきたい。また、同号に該当しない、いわゆるヒヤリハット事案についても、適宜審議会に報告いただいた上で、漏えい事案のセキュリティ対策の検討材料としていただきたい。

d. 市議会における個人情報保護への期待

改正法では、市議会が基本的に対象から外れることとなったが、同時に「個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましい」（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」個人情報保護委員会事務局）ともされている。今後、市議会でも、改正法の趣旨を踏まえてルール等の策定が進められることを期待したい。またその際、審議会は可能な限り協力する用意があることを申し添える。

e. 個人情報取扱業務の登録・廃止の公表

第7条第5項ただし書の規定により個人情報取扱業務の登録・廃止を公表しない場合はあくまで例外的であるとのことではあるが、公表するかしないかの判断基準があいまいであり、手引書などで事例や基準を明示することが望ましいと考える。また、非公表の基準について、審議会で報告するなどして、運用の改善や適切さの担保につなげていただきたい。

f. 死者の個人情報

死者の個人情報は、改正法では「個人情報」とは見なされないが、従来の取扱いに準じて適切に管理していただきたい。

g. デジタル化時代に即した開示請求制度の推進

個人情報開示請求等の手続に際して、デジタル化時代に即した安全な開示請求制度の在り方（たとえばオンラインによる情報開示請求など）の検討を続けるとともに、市民の負担の軽減及び利便性の向上に努めていただきたい。

以上